

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県警察職員の共済制度に関する条例	公 布 日	昭和31年3月31日
条例番号	昭和31年三重県条例第5号	直近改正日	なし
所管部局課	警察本部警務部厚生課	電 話 番 号	059-222-0110(2775)
条例の概要	三重県警察職員の厚生制度を行う互助会に関し必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員法第42条に基づく厚生制度に関し必要な事項を定めたもので、現在においても職員の福利を充実させることは重要な政策課題の一つであり、妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方公務員法第42条に基づく職員の厚生制度については、地方公共団体に実施義務があることから、公的関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例第2条に規定する貸付事業のうち、新規貸付は休止しており、今後の貸付再開は検討中である。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方公務員法第42条に基づく厚生制度は雇用者側の義務であるが、職員が互助会を組織して行うために条例を制定してその根拠としており、必要性が認められる。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公務員法第42条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に基づいて三重県警察職員互助会を設立しており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である互助会の設立を目的としており直接の手段となっている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	行政運営2（職員の意欲や能力の向上）に整合する。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方公務員法第42条の規定に基づき、互助会の設立に必要な事項を条例で定めているものであり、一部でも廃止した場合、互助会の運営に支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	互助会の事業は警察職員に限定されているが、事業実施の財源は職員の掛金であることから効果及びコストの配分は適正であるといえる。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	条例の執行による効果は警察職員に限られている。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	条例執行に伴うコスト負担は警察職員に限られている。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はない			無